

2023.8.1

第166号



いたくら 議会だより



東小6年生社会科見学（役場議場）

今月の主な内容

- 第1回臨時会 P.2
- 6月定例会・議案審議 P.6
- 一般質問 P.9
- 行政視察受入・議会日誌など P.15
- みんなの声 P.16

板倉町議会ホームページへ

QRコードを読み込むと
議会ホームページが開けます



5月22日 懲罰動議を含む臨時会が再開

再開後、懲罰の対象となった3人の議員は除斥（※審議事件と利害関係のある議員は議場から退場し、審議に参加できない。ただし、一身上の弁明が許可された場合は、その時に限り入場が許可される）となり、荒井議長が除斥になったことから、議長を交替し、亀井副議長が議長を務めた。

懲罰動議～懲罰特別委員会～再議（再選挙）までのフロー

①提案理由 小林議員

※4ページに要約を掲載

②荒井議員、青木議員、須藤議員の弁明

※4～5ページに要約を掲載

③提案者（小林議員）に対する質疑

※5ページに要約を掲載

④審議を懲罰特別委員会に付託

板倉町議会委員会条例に基づき、懲罰特別委員会を設置。8人の委員を選任し、審議を行った。
構成委員：委員長 森田議員、副委員長 市川議員、延山議員、小林議員、小野田議員、青木文雄議員、尾澤議員、藪之本議員 ※委員長は賛否同数の時裁決

懲罰を科すべきか							
	市川	延山	小林	小野田	青木文	尾澤	藪之本
賛成	○	○	○	○			—
反対					○	○	○

賛成多数により懲罰を科することに決定

懲罰の種類をどうすべきか							
	市川	延山	小林	小野田	青木文	尾澤	藪之本
戒告					○	○	○
陳謝							—
出席停止	○	○	○	○			—
除名							—

⑤懲罰委員会は賛成多数により3議員を出席停止に決定

⑥本会議において、賛成多数により3議員を出席停止に決定

（本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで）
※議長は賛否同数の時裁決

委員会決定のとおり出席停止にすべきか							
	市川	延山	小林	小野田	青木文	尾澤	藪之本
賛成	○	○	○	○			—
反対					○	○	○

⑦町長が再議書（再選挙）を提出

再議は町長の「拒否権」で、議会の議決や選挙が不当であるとき、または、違法なものであるときに、議決の効力を停止させる権限。
※再議書の内容については「広報いたくら7月号」をご覧ください。

⑧3人出席停止のまま議長選挙を実施

議長選挙の結果、小林議員6票、市川議員が3票を得票し、小林議員が議長に当選した。議長選挙の後、亀井副議長が辞職願を提出。副議長選挙が行われ、小野田議員が当選した。

※現在、板倉町議会によって出席停止と科された懲罰処分に対して、当該者1名による審査請求が群馬県知事に申し出されています。審査結果は本年12月頃とされています。

町議会議長選 再選挙までの流れ

5月10日に開会しました本臨時会は、5人の議員が欠席し、議長及び副議長の選挙を行った後、その他の議会構成及び執行部上程議案の審議を持ち越し、延会しました。5月22日に再開した本臨時会は、3議員に対する懲罰動議、町長の再議による議長の再選挙、副議長の辞職、副議長の選挙がありました。今号では、これらの流れを整理してお知らせします。



5月9日 臨時会前日

5月10日の臨時会で臨時議長を務める青木秀夫議員から「議長選挙を立候補、所信表明を行って欲しいとの動議が出るかもしれない」との電話が議会事務局にあり、事務局の判断により、各議員（連絡が取れなかった2人を除く）に伝えた。

動議とは？

会議中に議会の手続きや進行に関して議員から議会に提議すること。一定数の賛成者（板倉町議会は1人以上）があれば成立し、議題に上げられた後、審議決定を行う。

同日 5人の議員が欠席届を提出

小林議員、市川議員、延山議員、森田議員、小野田議員の5人が、翌日（10日）の「臨時会での議長選において、不穏な動きがあり、臨時議長がどうい進行をするかわからない」として、事務局に欠席届を提出した。

5月10日 臨時会開会 動議が提出され可決、議長選挙が行われた

臨時会は7人（議員定数12人）の過半数出席により成立。青木秀夫議員が臨時議長を務めた。須藤議員から動議が提出され、この動議は出席者の全会一致で可決。荒井議員が所信表明を行った後、議長選挙が行われ、荒井議員が当選した。議長選挙の後、副議長選挙が行われ、亀井伝吉議員が当選した。

臨時会は延会

議長及び副議長選挙の後、その他の常任委員会構成などは決めず、また、執行部からの提出議案も審議せず臨時会は延会した。

5月12日 臨時会欠席議員5人が懲罰動議を提出

小林議員、市川議員、延山議員、森田議員、小野田議員の連名で、荒井議員、青木秀夫議員、須藤議員に対し、「地方自治法第118条第1項及び板倉町議会会議規則第59条に違反し、議長選挙を行った」として懲罰動議が提出された。

※5ページに地方自治法及び板倉町議会会議規則の抜粋を掲載

提案理由（要約）

●小林武雄議員

地方自治法第118条第1項及び板倉町会議規則第59条に違反し、議長の選挙を行ったためである。会議規則第59条には選挙及び表決の宣告後は何人も発言を求めないことと規定しているが、5月10日の臨時議会において議長選挙を投票で行いますと宣告後動議の発言があり、その後、一連の発言及び進行を進めた3名の議員は会議規則に違反したことは明白である。青木秀夫議員は臨時議長として、会議規則第59条の違反を知りつつ、須藤議員の発言を許可した。違反行為を強行した確信的職権悪用行為である。荒井英世議員は会議規則違反を承知の上、ルールを後から議論すると論じながら独断で立候補して違反行為を行った。また、議会において新たな慣例を作る場合は議員全員で議論し、全会一致で行うことを承知していながら、その過程を後回しにした今回の強行は議会軽視である。

須藤議員は新人議員として、会議規則等の知識において現職議員より劣ることはやむを得ないが、初議会に当たり最低限の知識を求めることは当然である。新人議員であっても議会の秩序を乱した責任は重く、法令やルールを知らなかったでは済まされない。よって、会議規則違反が明らかなら3名を懲罰の対象とする。

弁明（要約）

●荒井英世議員

懲罰動議の理由は宣告後の動議の発言が会議規則に違反したということだが、会議を進める上で違法性があるかということである。須藤議員の動議の内容を見ると所信表明を含めた立候補によるものであるが、厳密に言えば、議長選に出ますという意思表示をお願いしたいというものだと思う。従って、動議の内容はまさに選挙の方法に関してのものであり、規則に違反してはいないと考えられる。立候補制に関しては平成30年4月に衆議院議員櫻井氏より衆議

院議長に地方議会の正副議長選挙の立候補制に関する質問主意書が出されているが、それを見ると地方自治法第118条第1項が準用されていないからといって正副議長選挙において立候補する意思のあるものにその旨を議会において表明させることは否定されるものではない、と答弁している。つまり可能であるということである。従って、今回の動議の内容は立候補する意思のあるものにその旨を表明させるものである。会議規則第59条中ただし書きの選挙の方法についての発言であるので規則には違反していないと考えられる。また、前提として、懲罰事犯は会議規則等に違反し議会に秩序を乱した議員の言動に対し懲罰を科し、秩序を保持しようとする制裁であるが、当日の流れをみると動議に対して7名の出席議員の内、臨時議長を除き全員賛成の下で実施されており、議会の秩序を乱したもとのとはいえない。また、投票行為についても会議規則に準じて実施されており選

挙行為に関する疑義は生じていないと考える。また、5名による本会議欠席こそ懲罰に値すると考える。議員は町民の代表として本会議に出席し表決権を行使する権利と義務がある。表決権を行使しないことは町民の負託に応えないことになり、議員としてあるまじき行為である。欠席によってこの責務を放棄したこそ、議員としての責任は重いと考えられる。以上のことから、懲罰動議については不当なものであり、到底受け入れられないものである。

●青木秀夫議員

小林武雄議員他4名の懲罰動議発議者・賛同者は、地方自治法第118条、板倉町会議規則第59条違反を懲罰の提案理由としている。しかし、この法律に照らしてどの部分がどのように違反しているかを理解できる人は少ないと思う。荻野議会事務局長も理解できていないと思う。会議規則59条は、たった3行、55文字で構成されている。文面だけなら小学生でも読める。しかし、その内容の解釈とな

ると専門家でも見解が分かれる程難しい。板倉町懲罰委員会の構成メンバー8人は、全て板倉町議会議員である。その8人の委員が、専門家でも見解が分かれている条文中、懲罰を科すべきかどうかを審議するのである。今日だけ、たった1回の審議でなく形だけでも2回・3回の審議を経て結果・結論を出すことを強く願いたい。今日だけ、たった1回の懲罰特別委員会の審議で結論を出すことにならないことを望みたい。日本政府の公式見解もあることを念頭に慎重に公正公平な判断を重ねてお願いしたい。傍聴の報道機関、新聞関係の方にもお願いしたい。懲罰とは、不正な行為に対して懲らしめて罰を科すと辞書にもある。イメージの悪い言葉である。その辺のことも踏まえて懲罰動議については町民・県民に正確に伝わるように、配慮願いたい。

●須藤稔議員

議長選挙が行われた際どなたが議長にふさわしい考えを持っているのか、所信表

答 小林議員

認識は同じである。

問 青木文雄議員

会議規則59条ただし書きの選挙及びとあるが及びは接続詞で選挙と表決の方法についての発言をこの限りでないと言っている。動議がでた立候補及び所信表明はまさに選挙に関してであり、規則に違反していないと考えるが。

答 小林議員

あくまでも決まっていることを進めることだと思っておりますので解釈の違いだと思っております。

問 藪之本議員

投票する直前ですが、事務局でこれは誰でも議長になれるような選挙ですから、これに基づいて選挙したから立候補制で選挙されたものではないと思っております。

答 小林議員

それは分かるが、青木秀夫議員の言葉の中で、立候補する方はいままんかとか、発言をしていて荒井英世議

員が手を上げて立候補、所信表明をしたのだと思っております。

問 藪之本議員

その時に全員立候補を認めて投票した感じになっている。私たち7名が懲罰動議の対象になると思うが、なぜ3名だけにかけたのか。

答 小林議員

4名については議長の進行に対して同調をして立ったり座ったりしかしていなかったもので、実際に行動をおこした3人と他の4人と違うということだ動議の対象からははずした。

問 藪之本議員

（5月10日臨時会5人の議員欠席の件）正々堂々と議会に出て議論するのが議員の役目だし義務だと思っております。不穏な動きがあるとか、動議がでると思うならば当日出てもらって、指摘することが必要なのでは。

答 小林議員

前日の行動で動議を出すという予測の下に行動しているのでもそこに同席をして

反論をしたからといって、おそろく通るのだらうなとおそろく同じような結果になったのではないかと思っております。そういう場所に私も同席したくないということである。

問 藪之本議員

議員としてはよほどの理由がない限りは出てきて、その場で対処すべきだと思います。

答 小林議員

法令違反のことが情報が流れていたと、同席して同犯者として扱われたくないという事でこちらの議員は欠席させてもらった。いきなり動議というのはあり得ないと思っております。

問 尾澤議員

会議規則59条のただし書きの部分で立候補制を取ったということは、選挙の方法になるのではないかと。発言の制限というのは、ここまで許せる、この他は許さないという限界を決めることで、発言制限内の立候補制を取ったことについて

は規則に違反していないのではないかと。

答 小林議員

解釈と認識の違いだと思っております。

●地方自治法第118条第1項

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

●板倉町議会会議規則第59条（選挙及び表決時の発言制限）

選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

提案者への質疑

問 青木文雄議員

懲罰は議会の秩序維持、品位保持のために認められた議会の内部的自律作用であるが、どう思つか。

人事案件、条例の制定議案・補正予算議案など全18議案を審議

犯罪被害者等支援条例の制定を可決

一般会計の補正予算を可決

一般質問に6人の議員が登壇

●6月6日本会議

人事案件

◆板倉町農業委員会委員の任命について
令和5年7月19日の任期満了に伴い、次の方々に任命することに同意しました。
栗原勝己さん（大字除川）

報告

◆令和4年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

地方自治法の規定により繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令の規定により報告するものです。繰越した事業は、まちづくり推進事業等5事業で、翌年度への繰越額の総額は4,553万8千円です。



◆令和4年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

町が出資している土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法の規定により、報告するものです。令和4年度の主な事業は、板倉ゴルフ場に係る土地賃貸借契約の更新業務です。決算は、収入1万5,671円に対して、支出11万2,357円であり、9万6,686円の損失でした。なお、決算は、町の監査委員から、適正に処理

されている旨の報告をいただいています。

◆令和5年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

町が出資している土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法の規定により、報告するものです。令和5年度の主な事業計画は、板倉ゴルフ場用地の賃貸借契約に基づき、賃借権設定登記事務を実施します。予算の概要は、賃借権設定登記事務に係る費用、法人税等の経費として、431万4千円の支出を予定しています。また、収入は、群馬県企業局からの賃借権設定登記事務に係る費用と預金利息の収入を見込んでいます。



議決議案

◆板倉町犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者及びその家族が抱える多岐にわたる問題を支援するに当たり、警察、県及び町、民間支援団体や関係機関のほか、町民を含む地域社会全体で支援を行う必要があるため、町や町民のそれぞれの責務、総合的支援体制の整備、関係機関との連携協力などを定め、幅広く途切れのない支援を行うことを目的に条例を制定するものです。

◆板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

群馬県が定める労務・技術者単価における特殊作業員の単価が4月に改定されたことに伴い、当該単価に基づいて算定している災害応急作業等手当の額を改定するものです。内容は、邑楽東部第1排水機場において行う排水作業等に職員が従事した場合の1時間当たりの手当額を、平日の午前5時から午前8時30分まで及び午後5時30分から午後10時までのときには3,

◆板倉町税条例の一部を改正する条例について

令和5年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、板倉町税条例の一部を改正するものです。主な改正は、個人住民税における給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、森林環境税の導入に伴う賦課徴収の方法等の規定の整備、軽自動車税における三輪の特定小型原動機付自転車についての税率区分の変更、また、排ガス試験等において不正を行った自動車メーカーに対して軽自動車税の不足額の負担を負

問 荒井議員

森林環境税と税について、令和元年度から令和4年度までに町に譲与されている金額と使い道を伺いたい。

答 企画財政課長

当町では、令和元年度56万6千円、令和2年度102万4千円、令和3年度117万1千円、令和4年度147万2千円、合計で423万3千円の譲与税を受けています。また、こちらは、基金の定めがありますので、基金として積み立てている状況です。

◆板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長

発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体を定める省令の改正により、対象施設の設置期限に関する規定が、令和5年3月31日から令和7年3月31日の2年間延長されたことに伴い、町の同制度における固定資産税の課税の特例に関する条例において、固定資産税の課税免除となる施設の設置期限を同様に延長する改正を行うものです。

補正予算審査

●6月6日予算決算常任委員会
初日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係議案の審査を行いました。

◆議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,



350万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億7,768万9千円とするものです。

問 須藤委員

商工総務費80万円の減額について、説明願いたい。

答 企画財政課長

4月の人事異動によりまして、職員人件費を減額しています。いわゆる、籍が替わった職員がいましたので、その減額です。

問 延山委員

保育所等送迎用バス安全装置設置事業の補助金17万6千円の追加について

ひまわり児童クラブ、バス2台分の設置費用ということですが、ほかに申請はなかったのか。

答 福祉課長

本事業は、令和4年9月に静岡県で、認定こども園の送迎用バスの中に置き去りになり死亡したお子さんの事例が発生したことから、国の緊急対策として、安全装置のガイドラインが策定され、補助制度が新たに創設されたものです。町内では、認定こども園のまきは幼稚園がありますが、所管が県になります。既に対応済みです。町内ではほかに児童クラブがなく、今回予算上しましたのは、ひまわり児童クラブから要望があったものです。



送迎用バスの安全装置 (後部天井)

問 小野田委員

板倉町商工会商品券交付事業の商品券郵送料24万4千8百円の追加について、かなりの金額なので、なるべく郵送料は抑えるような話があったと思うが、それについては、どのように考えているのか。

答 産業振興課長

昨年11月の燃料券のときに、議員さんからの提案で、区長さんに配布をお願いした経緯がありました。区長会から、とても大変だという意見がありまして、前回の商品券については郵送にしました。今回も同様に対応したいと思えます。



問 荒井委員

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業4,240万5千円の追加について、おおむね1,300世帯分ということだが、住民税非課税世帯と家計急変世帯の数はどのように見込んだのか。

答 福祉課長

この数字の見込みは、令和3年度、4年度に若干メニューは異なりますが、同じく住民税非課税世帯を対象とした給付金がありまして、その実績を基に算出しています。

◆なお、補正予算については、6月7日の本会議において全会一致で原案どおり可決となりました。

●6月9日本会議

人事案件

◆監査委員の選任について
令和5年4月30日付けで議員の任期満了となった議会選出の監査委員、荒井英世議員の後任として、市川初江議員を選任することに



町長から選任書を受け取る市川議員

議員発議

◆板倉ニュータウン対策特別委員会の設置について
構成委員…全議員(委員長 青木秀夫・副委員長 須藤稔)

◆議会広報特別委員会の設置について
構成委員(6人)…委員長 荒井英世・副委員長 藪之本佳奈子・亀井伝吉・青木文雄・尾澤将樹・須藤稔



一般質問
議会2日目 6月7日(水)



森田 義昭 議員

今回の町議選における供託金について
町づくり町民アンケート
財政について

当町において、供託金制度の持つ意義は

問 当町において、供託金制度の持つ意義について効果があつたのか。

答 総務課長 供託金制度は、令和2年6月の公職選挙法の改正により、町村長選挙におきまして、選挙公営制度の拡大、これと合わせて供託金制度が当選を目的とした人など、無責任な立候補を防止することを目的に、15万円の供託金制度が設けられている。当町において、今回の町議会議員選挙が、導入の目的である無責任な立候補の防止にその効果があつ

たのかとの判断はできなかつたと考えている。ただ、今後、回を重ねることにその効果が表れてくるというふうを考えている。

問 今回の選挙で供託金が没収となつた方が当町でお金はどこへどのよう

答 総務課長 当町では、没収者は一名である。これは、町の歳入となり、一般財源として取り扱うこととなる。

問 町づくり町民アンケートについて

答 企画財政課長 町内全

問 町づくりアンケートですが、目的は何が

答 企画財政課長 町内全



世帯の皆様を対象に、町内の暮らし、町の施策について、どのように感じているのか、重要度、満足度、又町に何を望んでいるのか等を調査させていただいた。

問 町長 アンケートは町民の意向を総合的に、やっぱりと掴むものかと理解もある。アン

町の財政について

問 学校給食無料化や、教室のクーラー導入は近隣と比べても早い当町であるが、今では各体育館等も設置も終わっている。町の財政、心配ですがどうなんですか。

答 企画財政課長 現状におきましては、町の財源は健全である。

意見 新聞記事に、泡沫候補と言われる人を取材

し続けている人の記事の中には、「ぼろ負けで供託金も没収となるが、みんなが清々しい顔をしている。少ない票数でも自分の訴えが響いたと実感ができているからだと言っ。決して後悔している人はいません。」とあつた。

一般質問

議会 2日目 6月7日(水)



須藤 稔 議員

板倉のPRと観光について 新たな工業団地計画について イノシシの駆除について

板倉のPRと観光について

問：観光振興の観点から板倉に訪れた方が、再度訪れたいような公共トイレの改修計画と清掃状況について。

答：都市建設課長 トイレ清掃回数は緑道公園とふれあい公園は2日に1回早朝1時間程度ふれあい公園は毎日、季楽里のトイレは少し長く週1回程度である。公衆トイレのウォッシュレット改修は考えていない。



レンタサイクルセンター

答：産業振興課長 レンタル自転車の利用回数は令和4年度は932件、3年度は560件、2年度は620件であり、コロナが若干明けてきた部分で利用が増えてきた感じがする。レンタルサイクルでの周遊は渡良瀬遊水地の谷中湖、子供広場や3県境

問：工夫を凝らした水郷公園の整備はできるのか。

答：町長 国や県の河川区域の法律に縛られているために、町民の皆さんが言っても、簡単に分かったよ、とは言ってくれないという現状がある。今のところ揚舟あるいは釣りの関係について、漁業組合にお任せし、その管理維持費用を含めた以外は基本的に大きなお金は使っていない。

工業団地造成計画について

問：産業用地の残区間すべて

答：企画財政課長 これまでに同様の質問をいただいているが、新たな工業団地整備の計画は。

問：企画財政課長 これまでに同様の質問をいただいているが、農地区域、いわゆる青地と呼ばれる農地の除外の可能性、またその後の開発許可の可能性等々、群馬県と連携を進めることになる。現状ではニュータウンの駅西口の南側5.4ヘクタールの用地が契約できていない。その誘致を優先的に取り組んでいる。

イノシシの駆除等について

問：4月中頃、12区北海道の荒れ地と竹藪にイノシシが出没した。いつか民家や下校途中の児童に危険が及ぶかもしれない。町の対応は。

答：産業振興課長 近隣の栃木市、小山市、野木町の対応は猟友会に委託をし、箱わな及びくくりわなによる捕獲を実施しているそうです。町としても猟友会と連携いたしまして対策を進めたいと考えており、捕獲用の檻も検討している。イノシシの目撃情報があった時は、板倉の「お知らせメール」などで周知したり、警察にも連絡をしている。

一般質問

議会 2日目 6月7日(水)



亀井 伝吉 議員

選挙の不在者投票について 書かない窓口について 移動弱者への取組について

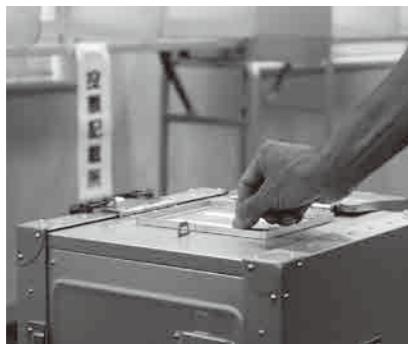
選挙の不在者投票について

問：過去4年間の不在者投票数は。

答：総務課長 平成31年4月県議選は27人、町議選は16人、令和元年7月参議院選は22人、3年10月衆議院選は16人、昨年7月参議院選は29人、今年県議選は7人、町議選は3人となっており、国政選の方が多

使った電子申請は。

答：総務課長 来年秋予定の板倉町長選や、まだ未定の衆議院総選挙には導入できればと考えている。



書かない窓口について

問：各課における各種証明書の発行数や届出数は。

答：住民環境課長 人住民

移動弱者への取組について

問：事業者協力型自家用有償旅客運送制度とは。

答：総務課長 高齢化、過疎化でバス・タクシー事業が撤退した交通不便地域で、自治体等が主体で事業者に委託し、有償で住民に運送サービスを提供する事業。

この制度を推進していく計画があるか。

答：総務課長 自治体の多額の運行費用が必要。一般交通事業者との競合等課題がある。登録や契約に多くの時間が必要なので、導入を考えていない。

問：デジタル庁が進める書かないワンストップ窓口の概要は。

答：住民環境課長 来庁者

一般質問
議会 2日目 6月7日(水)



藪之本 佳奈子 議員

子育て支援の充実について
芸術と文化の向上について

子育て支援の充実について

問：町が国や県の施策に上乗せして強力な施策にする考えはあるのか。

答：福祉課長 国、県の動きが目まぐるしい時期であるので、それを踏まえて考えていきたい。

問：子供たちを活発にさせて、板倉町がさらに活発になるよう子育てが福祉課でなく戦略的計画的に実践していくための専門部署の設置が必要と考えるがどうか。

答：福祉課長 人員的なもの、組織改正的なものが必要なので提案として承る。

答：町長 いろいろな考え方があるので十分参考にする。

芸術と文化の向上について

問：板倉町総合計画にある質の高い芸術文化の向上に努めるとは具体的にどのようなことか。

答：教育委員会事務局局長 公共施設等総合管理計画に基づいた修繕が主な施策である。



中央公民館大ホール（ステージ）

問：修繕は現状維持であり質の向上に努力しているとは思えないのだが、今後設備を整えることや新設など考えていることはあるのか。

答：教育委員会事務局局長 今は新しい施設は考えていない。音響設備や照明機材を含む施設管理は、修繕で対応することを基本に、対応できない場合は、機材の更新をしていきたい。また、これからの時代はどの自治体も同じ施設を持つのではなく、近隣に利用可能な施設等があれば相互利用が有効と考える。

問：中央公民館の大ホールを限られた分野だけに

使うのでなくいろいろな分野で利用できるような設備を整えもつと芸術と文化が触れ合えるような環境を作るべきではないのか。

答：町長 芸術を楽しむのに近隣の施設で楽しむことになにが悪いのか。地に足のついた議論をしてただければ有難い。

問：設備投資の財源としてたばこ税を考えたかどうか。知らない方も多いと思うので啓発活動で増収を図り設備拡充に割り当てたらどうか。

答：町長 一つの考え方だと思ふ。従来も啓発活動を実施していたが、薄れてきたと思うので継続した取り組みが必要だ。貴重な意見ありがとうございます。

一般質問
議会 2日目 6月7日(水)



小野田 富康 議員

内水浸水想定区域図への認識と
作成状況について
小中学校の教育の指導要領と
不登校児童・生徒のケアについて

内水浸水想定区域図の作成について

問：前回の一般質問時に「内水浸水想定区域図の作成の話は来ていない。」との総務課長の答弁を頂いた。しかし実際は環境下水道係に来ていた。町長・副町長も知らなかったという……。役場内の連絡体制、連携はどうなっているのか。どこかで止まってしまったということがあるか。

答：住民環境課長 その様な事であったと思われる。副町長 県の下水環境課から来ているはずだが、何を指しているのか。



問：町長 内水氾濫について認識の違いがあったのと、防災マップもできていたので心配はないと判断していた。申し訳ない。

問：令和7年を目標に作成を義務付けられているが、現在の町の作成状況は。

答：住民環境課長 多くの

不登校児童・生徒のケアについて

問：学校以外で不登校の児童や生徒をケアする場所とは町内にあるのか。

答：教育委員会事務局局長 学校以外でケアする場所は町内に3か所ある。①板倉中学校内に設置されている町教育相談所（中央公民館でも相談可）②教育委員会の事務局③町の福祉課（相談窓口）

問：板倉町には適応指導教室（教育支援センター）の設置はないのか。

答：教育委員会事務局局長 未設置の理由として板倉町では学校へ全く登校できない児童・生徒

が居なかったこと。教育相談員を全校に配置し、相談室や保健室を使って不登校の児童・生徒の対応に当たることで事実上適応指導教室に近い形が実現していることがある。町では適応指導教室の役割を校内に設けて随時対応していただける体制を作り、現状では十分機能していると考えている。学校以外の場所に適応指導教室を設置してほしいという強い要望が保護者からあれば検討はしていきたい。

議会日誌

7月

- 4日 水防協議会／館林地区消防組合議会第1回臨時会
- 7日 東部水道企業団議会／埼玉県ときがわ町行政視察受入
- 9日 町避難訓練
- 14日 常任委員会（事務事業選定）／議会広報特別委員会
- 19日 群馬県町村議会議長会監査
- 21日 全員協議会／議員のみ協議会
- 28日 館林地区消防組合例月出納検査



← 板倉町議会動画配信はこちら

埼玉県ときがわ町行政視察



令和5年7月7日、ときがわ町議会総務産業建設常任委員会（6名）が行政視察に訪れ、当町議会が行う「事業評価」をメインテーマとして、意見交換を行いました。その後、議会動画配信にかかった費用の説明と実際に庁舎内モニターで動画配信を見ていただきました。ときがわ町は「本日の成果を持ち帰り、しっかりと町に報告させていただくと共に、町づくりに活かしていきたい。」と話していました。

一般質問

議会2日目 6月7日(水)



青木 秀夫 議員

5年・10年後に備えた学校統合計画を

問：国も異次元の少子化対策などと看板を掲げて躍起となっている。焼け石に水とならなければと心配である。板倉町もそういう現実を踏まえた教育行政を考えていると思う。5年後、10年後は必ず来る。小学校の統合について、今のような計画案をもっているか。

答：教育委員会事務局長 本小学校の統合については、現時点での具体的な計画はない。板倉町の出生数の減少は、十分に承知している。令和4年度の出生数は

少子化は深刻（令和4年度の出生数34名）
令和11年度の入学者、東小13名
西小21名

問：国も異次元の少子化対策などと看板を掲げて躍起となっている。焼け石に水とならなければと心配である。板倉町もそういう現実を踏まえた教育行政を考えていると思う。5年後、10年後は必ず来る。小学校の統合について、今のような計画案をもっているか。

答：教育委員会事務局長 34名、その子供の小学校の入学は令和11年度で東小の入学者は13名、西小の入学者は21名である。児童数の減少は、避けて通れないが、できるだけ現在の学校数を確保していきたい。問：中学校となると少子化は、小学校以上にいろいろな問題が生まれると思う。例えば、単学級となった場合の専科性、部活動の選択肢の減少、私立中学校への入学希望者の増加などを考えると、小学校の人数がイコール中学校となるとは限らない。そうなることも想定した対策を早めに立てておく必要があると思

問：教育委員会事務局長 10年後、令和15年度を推計すると板倉中学校3年全員167名というところで各学年2学級となる。全教科専門の教員を配置できる。部活動については、生徒数の減少となると設置される部活動も減ることになり、希望する部活動に入れなくなる可能性は大にあると思う。私立中学への入学者については、令和4年度は4名である。今後については、増えるかどうか現状では分からない。

歩留まりのよい教育を

問：教育委員会事務局長 10年後、令和15年度を推計すると板倉中学校3年全員167名というところで各学年2学級となる。全教科専門の教員を配置できる。部活動については、生徒数の減少となると設置される部活動も減ることになり、希望する部活動に入れなくなる可能性は大にあると思う。私立中学への入学者については、令和4年度は4名である。今後については、増えるかどうか現状では分からない。

第1回臨時議会 執行部上程議案

令和5年5月22日(月)に再開しました令和5年第1回板倉町議会臨時会の議決議案をご報告します。なお、同日決定しました議会構成は「議会だより165号」に掲載してあります。

人事案件

◆板倉町固定資産評価員の選任について
令和5年3月31日付けで定年退職となった税務課長の高瀬利之さんの後任として、新たに税務課長となった栗原正明さんを選任することに同意しました。

承認議案

◆専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
令和5年度税制改正により、板倉町税条例を改正する必要があるため、令和5年3月31日付けで専決処分を行ったものです。主な改正内容は、地方税統一QRコード導入に伴う納付書

問：小学校の授業を参観させてもらった時の感想である。確か5年生の授業であったと思う。随分難しいことをやっていると感じた。果たして習得できているだろうか。血となり肉となつているだろうか。心配であった。ゆとり教育が詰め込み教育かについては、いろいろな見解がある。私は歩留まりのよいゆとり教育派であるが、教育長の考えは。

答：教育長 私は、ゆとり教育派でも詰め込み派でもないかなというのが率直なところである。

の様式追加、個人町民税にの肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長、固定資産税の先端設備等に係る固定資産税の特例措置の創設に伴う地域決定型地方税制特例措置の規定の削除、営業用乗用軽自動車に係る軽自動車税のグリーン化特例措置の適用期限の延長、個人町民税の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長等、地方税法等の改正に伴うものです。

◆専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

令和5年度税制改正により、板倉町国民健康保険条例を改正する必要が生じたため、令和5年3月31日付けで専決処分を行ったものです。主な改正内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、均等割、平等割の5割軽減、2割軽減判定所得の算定基準の引き上げ等、地方税法等の改正に伴うものです。

日常生活に必要な基礎学力の充実を

意見：国際化社会での活躍という希望を抱くことも大切である。しかし、200もの大学で漢字の補習授業が実施されている。大卒新入社員に四則混合のテストが実施されている。そういう現実を踏まえると、歩留まりのある基礎教育が大切と思う。



◆専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,590万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億7,590万4千円とするものです。補正の理由は、令和5年3月7日に国から新型コロナウイルスワクチン接種の実施時期等が示され、必要経費を予算化したものです。

◆専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,288万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億8,418万8千円とするものです。補正の理由は、令和4年度末に低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することを国が決定し、実際の支給は、市町村が実施することから、その給付金と事務費を予算化したものです。

板倉町の改善点

町をもっと良くするために私が町にしてほしいこと



小久貫優花さん
(板倉中学校3年)

わたしは板倉町が好きです。自然豊かでのんびりとした板倉町はとても過ごしやすく心地が良いです。そんな板倉町をもっと良いところにするためにしてほしいと思ったことが2つあります。一つはゴミ拾い、もう一つは草刈りです。1つ目のゴミ拾いは、私が登下校をしているときに、歩道にごみが落ちているのをよく見かけます。おそらく車から捨てられたものでしょう。とても通りにくく景観もよくありません。月に一度はゴミ拾いを実施してほしいです。2つ目の草刈りも登下校のときに思ったことです。道端に生えた草が長く伸びていて、ぶつかってしまいます。半袖や半ズボンだと肌を草で切ってしまうかもしれません。草を定期的に刈る、もしくは除草剤を撒いてほしいです。以上の2つが、この町をもっとよくするために実施して欲しいことです。

稲作の今、高齢化と若者離れ

若者たちによりそった支援を



松村敬次郎さん
(大字大荷場)

みんなの声

私は、キュウリと稲作の農家です。田園風景が広がり、自然豊かな町、板倉が大好きです。農地の大区画化、大型機械の導入で、作業能率が上がり、ひとりで、より多くの面積ができる様になり、誰でも機械に乗れば、作業ができ、米作りができてしまいます。しかし、田んぼには、高齢者ばかりで、若者の姿が、少ない様です。なぜなら、資材高騰で、費用がかかりすぎる、米の価格も安いでは、儲からない。子育てや、生活することも大変であり、稲作への魅力がない。米の価格も上がり、儲ければ、若い人たちが、やる気になり、世代交代へと繋がると思います。町や農業公社、JAの力を借りて、若い人達に、よりそい、支援してもらいたいです。最後に病気やけがなどで、稲作の作業ができなくなった時、続けて請け負う組織があってほしいです。

編集後記

地方自治とは首長と議会の両輪であるという二元代表制の意義であるが、議会は首長・執行機関を監視・評価するとともに、政策・立案を行い、首長等と切磋琢磨する役割を担うということであるが、そもそも議会は一人の長に対して、集団の知として対抗・協働するもので、議員一人ひとりが長と直接対峙しているものでなく、集合体として対峙しているものである。従って、多様な議員一人ひとりが議論を通して集団の知として、一人の長による独断と偏見を監視するのが大切だと思ふ。

議員として首長に対しては、一歩離れて二歩離れずの姿勢が必要であろう。

(議会広報特別委員長 荒井英世記)

『傍聴して町政を知る』

だれでも簡単にできます 議会傍聴

議会の本会議は公開制となっています。会議当日、受付票に記入していただくだけで、どなたでも自由に傍聴することができます。

◆9月議会定例会(予定)

会期 9月6日(水)～9月15日(金)

議事 (1)条例改正などの議案審議・採決

(2)一般質問

(3)決算認定議案審議・採決

※会期等が変更となる場合もあります。

※詳しい日程等については、議会のホームページでお知らせします。

お問い合わせ先

議会事務局 TEL.82-1111 (内線701)

TEL.82-6154 (直通)